

魚津市告示第57号

魚津市ふるさと寄附金に係る指定納付受託者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する
指定納付受託者を指定したので、魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3
号）第18条第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

法人名	所在地
株式会社トラストバンク	東京都品川区大崎3丁目 1番1号
GMO ペイメントゲートウェイ 株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号渋谷フクラ ス
SB ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸1丁目7番1号
KDDI 株式会社	東京都港区高輪2丁目21番1号
株式会社 DG ファイナンシャルテ クノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号
株式会社 JR 東日本ネットステー ション	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5丁目27番11号
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 14番1号
東急株式会社	東京都渋谷区南平台町 5番6号
ライフカード株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西 1丁目3番地20
株式会ジェーシービー	東京都港区南青山5丁目1番22号
株式会社オールアバウト ライフマーケティング	東京都港区恵比寿南一丁目 15番1号

株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目 26 番 20 号
株式会社 R C G	東京都中央区日本橋本石町 三丁目 4 番 5 号
株式会社 SHIFT	東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号
イオンフィナンシャルサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地
株式会社 JALUX	東京都港区港南一丁目 2 番 70 号
アマゾンジャパン株式会社	東京都目黒区下目黒 1 丁目 8 番 1 号

- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
魚津市ふるさと寄附金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 指定納付受託者に納付させる方法
インターネット等による公金支払の方法により代理納付させる。